徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第７８５号　令和７年１月２８日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
３８	令和６年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	防災対策推進課
３９	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	地域共生推進課
４０	生活保護法の規定による指定医療機関から名称の変更について届出があった件	同
４１	生活保護法の規定による指定医療機関から所在地の変更について届出があった件	同
４２	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
４３	生活保護法の規定による指定医療機関から休止について届出があった件	同
４４	生活保護法の規定による指定医療機関の辞退があった件	同
４５	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
４６	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同
４７	生活保護法の規定による施術機関を指定した件	同

【告示】

番　号	表　　題	担当課名
４８	同	同
４９	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
５０	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
５１	指定居宅サービス事業者の指定を取り消した件	同
５２	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
５３	同	同
５４	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課
５５	保安林の指定を解除する件	森林土木・保全課

徳島県告示第三十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和六年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第七回	令和七年二月十二日（水曜日）まで	令和七年二月十八日（火曜日）又は十九日（水曜日）のいずれか一日 予備日 令和七年二月二十日（木曜日）	筆記試験及び適性検査
		令和七年二月二十二日（土曜日）	口述試験及び身体検査

備考

1　筆記試験及び適性検査については、インターネットを利用する方法により受験するものとする。

2　筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二　口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位置
第七回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三　応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

1　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2　法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四　採用予定月

令和七年三月又は四月

五　志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

名称	所在地	開設者	指定年月日
川原歯科医院	美馬市美馬町字宗重一二八―一	医療法人川原歯科医院	令和六年十月一日
スマイル調剤薬局北佐古店	徳島市北佐古二番町五―二〇	株式会社レイル	同
ハート調剤薬局鳴門店	鳴門市撫養町小桑島字前浜二二二―三	株式会社共生バックアップシステム	同
ごしょ調剤薬局	阿波市土成町吉田字原田市の四　三二―六	株式会社ＤＴＴメディカル	同
訪問看護ステーション永和	名西郡石井町高原字東高原一三―一	株式会社永和	同
ともなり消化器・肝臓内科クリニック	板野郡上板町七條字山神二二―一	友成　哲	同　七日
すだち薬局上板店	同　二一―五	株式会社グランドプラス	同　十一日
ハート徳島クリニック	徳島市南昭和町一丁目三五―一	医療法人メディエンス	同　十一月一日
宇都宮ひふ科形成外科	同　住吉四丁目二―四六	医療法人阪仁会	同
つだ形成クリニック	同　北常三島町二丁目四八―一　グローバル・アシストビル一Ｆ	医療法人つだ形成クリニック	同
えん訪問看護ステーション徳島	同　佐古七番町三―二五	株式会社Ｂｒｉｄｇｅ	同　十二月一日

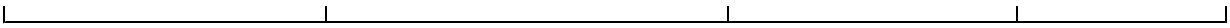

徳島県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

名称		所在地	開設者	変更年月日
旧	新			
あすき訪問看護ステーション	リボン訪問看護ステーション	徳島市東吉野町二―三―二　グランフロント東吉野三〇一	株式会社Ｍ―ｃｏｎｎｅｃｔ	令和六年六月二日
文慶記念内科	文慶記念ハート内科	徳島市国府町中四九五―一	香川　哲也	同　十二月一日

徳島県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

名称	所在地		開設者	変更年月日
	旧	新		
セントケア訪問看護ステーション徳島	徳島市山城西三丁目四一―二	徳島市山城西三丁目二〇	セントケア四国株式会社	令和六年十一月一日

徳島県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

名称	所在地	開設者	廃止年月日
堀口整形外科	板野郡北島町江尻字松ノ本一〇―二	医療法人堀口整形外科	令和六年七月二十日
加川歯科	同　上板町椎本字椎ノ宮二六八―一	加川　公也	同
えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲三丁目一―二四	医療法人えもとこどもクリニック	同　二十八日
三愛薬局大津支店	鳴門市大津町木津野字前の越四―一	株式会社三愛薬局	同　三十一日
中野歯科医院	美馬市穴吹町穴吹李一―一	中野　壽文	同　八月三十一日
常三島歯科口腔外科	徳島市中常三島町三丁目一四―二一	塩栗　大輔	同
大島医院	美馬市脇町大字脇町一三〇一―一	大島　英治	同　九月二十日
春名産婦人科医院	徳島市南二軒屋町一丁目二―五五	医療法人清芳会	同　三十日
川田歯科医院	同　かちどき橋一丁目二七	川田　真也	同
川原歯科医院	美馬市美馬町字宗重一二八―一	川原　博雄	同
ごとう歯科医院	吉野川市川島町児島字東須賀一二五―三	後藤　裕士	同

友成医院	板野郡上板町七條字山神二二―一	友成　信二	同　十月六日	
つだ形成クリニック	徳島市北常三島町二丁目四八―一	津田　達也	同　三十一日	
宇都宮ひふ科形成外科	同　住吉四丁目二―四六	宇都宮　正裕	同	
日浦歯科医院	同　秋田町三丁目一八	日浦　透	同	
西岡薬局	鳴門市大麻町板東字西山田五一―五	西岡　すみ子	同	

徳島県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

名称	所在地	開設者	休止年月日
立江歯科	小松島市立江町江ノ上四一―五	山本　伸樹	令和六年十月一日

徳島県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正　純

名称	所在地	開設者	辞退年月日
すずき歯科	徳島市住吉六丁目一―九	医療法人すずき歯科	令和六年十二月三十一日

徳島県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人善成会	徳島市佐古三番町七―三	デイサービス遊	徳島市佐古六番町九―三	通所介護	令和六年八月一日
有限会社井上調剤薬局	同　南田宮二丁目一―六六　ハイツ明日華	井上調剤薬局城北店	同　北矢三町三丁目三―四〇	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	同　九月一日

徳島県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
			旧	新		
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町一一―一	セントケア徳島	徳島市山城西三丁目四一―二	徳島市山城西三丁目二〇	訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 居宅介護支援	令和六年十一月一日
同	同	セントケア訪問看護ステーション徳島	同	同	訪問看護 介護予防訪問看護	同

徳島県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
栗崎　彰稔	はりきゅう整骨院ＳＵＢＡＲＵ	阿南市羽ノ浦町中庄洲崎一〇―一	令和六年十月一日

徳島県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
栗崎　ゆかり	阿南市羽ノ浦町中庄洲崎一〇―一	令和六年十月一日
元木　悠乃	小松島市日開野町破閑道二六―三	同

徳島県告示第四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社Ｆｕｔｕｒｅ	海部郡牟岐町大字中村字大谷九四番地四	ヘルパーステーション笑歩	海部郡美波町西の地字魚呑二番地	訪問介護	令和七年一月一日
合同会社やべケア	徳島市大谷町猿楽三番地の二四	訪問介護ステーションＢａｔｏｎ	徳島市新浜町四丁目三番三四号	同	同
ＹＡＤＯＲＩＧＩ合同会社	板野郡藍住町徳命字元村東二二番地二二	訪問介護ステーションやどりぎ	板野郡藍住町徳命字元村東二二番地二二	同	同
同	同	訪問看護ステーションやどりぎ	同	訪問看護	同
合同会社ライフサポートりあん	同　矢上字北分六番四	福祉用具ｓｕｍｉｋａ	同　矢上字北分四一―四三	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	同

徳島県告示第五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
ＹＡＤＯＲＩＧＩ合同会社	板野郡藍住町徳命字元村東二番地二二	訪問看護ステーションやどりぎ	板野郡藍住町徳命字元村東二番地二二	介護予防訪問看護	令和七年一月一日
合同会社ライフサポートりあん	同　矢上字北分六番四	福祉用具ｓｕｍｉｋａ	同　矢上字北分四一―四三	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	同

徳島県告示第五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	取消年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社エージングアシスト	徳島市住吉一丁目四番三三号	ヘルパーステーションおかがわ	徳島市住吉一丁目四番三三号	訪問介護	令和七年一月二十二日
		おかがわ内科デイサービス大和	同　川内町平石夷野二四番地	通所介護	同

徳島県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

小松島ショッピングプラザ　ルピア

小松島市小松島町字領田二〇番地

二　法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和六年徳島県告示第四百五十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三　法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1　駐車需要の充足等交通に係る事項

敷地内にバス停留所があるため、バスの運行経路及び定時定刻運行に支障が無いような配慮を要望する。また、県道小松島佐那河内線を西進し、当該店舗に右折する路線バスがスムーズに右折できるよう、渋滞対策を講じていただきたい。

2　歩行者の通行の利便の確保等

近隣には中学校が所在し、多くの生徒が当該店舗周辺を自転車及び徒歩で通学している。また、敷地内を歩いて渡る高齢者や障がい者等の歩行の安全を確保するため、誘導員等の配置を講じていただきたい。

出入口の安全対策について、入出庫時における歩行者等との事故防止に努めるとともに、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導を行うことに関して道路管理者と十分協議していただきたい。

3　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

地球温暖化等を背景に、ごみの排出量及び焼却量を減らすため、環境に配慮した廃棄物処理に努めていただきたい。

4　防災・防犯対策への協力

徹底した防犯対策を講じていただきたい。

5　騒音の発生に係る事項

騒音問題は周辺住民の日常生活に支障をきたすため、騒音低減対策により静穏な生活環境の保持に努めていただきたい。

騒音による影響を周辺の住居地に及ぼすことのないよう配慮されたい。影響があると認められたときは、速やかに対策を講じていただきたい。

6　廃棄物に係る事項等

廃棄物の保管、運搬及び処理について、周辺の生活環境の保全に努め、適正に処理していただきたい。

用水路に廃棄物等が飛散しないように、その保管や運搬等について、適正な管理を行っていただきたい。

7　街並みづくり等への配慮等

夜間照明による光害を周辺の住居地に及ぼすことのないよう配慮されたい。影響があると認められたときは、速やかに対策を講じていただきたい。

四　意見の縦覧場所及び期間

1　縦覧の場所　徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2　縦覧の期間　令和七年一月二十八日から同年二月二十八日まで

徳島県告示第五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

ｍａｃ鳴門撫養店

鳴門市撫養町黒崎字松島四七〇番地ほか

二　法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和六年徳島県告示第四百六十四号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三　法第八条第一項の規定により鳴門市から聴取した意見の概要

1　駐車需要の充足等交通に係る事項

市道南浜黒崎線に接する店舗出入りの明確な表示と、駐車場内通路の車両の進行表示を示し、駐車場内での交通事故が発生しないよう対策を講じること。

2　騒音の発生に係る事項

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）等の法令及び条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であった場合も、周辺住民等から苦情があった場合は、誠意を持ってこれに適切に対応すること。

特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

3　廃棄物に係る事項等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を遵守し、事業活動に伴って排出される廃棄物については、事業者の責任において適切に処理すること。

分別の徹底により廃棄物を低減させ、再資源化を図ること。

4　街並みづくり等への配慮等

当該地は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する立地適正化計画における都市機能誘導区域外であり、誘導施設（商業施設）の建築行為を行おうとする場合は、着手する三十日前までに鳴門市への届出が必要となる。

四　意見の縦覧場所及び期間

1　縦覧の場所　徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2　縦覧の期間　令和七年一月二十八日から同年二月二十八日まで

徳島県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　土地改良区の名称

太田川土地改良区

二　退任役員

役員名	氏名	住所
理事	井原英則	阿南市那賀川町島尻九八六―一

徳島県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　解除に係る保安林の所在場所

海部郡牟岐町大字中村字清水一六〇の一一

二　保安林として指定された目的

水源の涵養

三　解除の理由

指定理由の消滅